

ポジティブリスト制度の導入に関する意見等

事 項	第 9 0 回委員会会合における主な意見等
<p>1 . 安全性の更なる向上のための 暫定措置の再点検</p> <p>(1)全 般</p> <p>(2)一 律 基 準 の 設 定</p> <p>(3)対 象 外 物 質 の 指 定</p> <p>(4)暫 定 基 準 の 設 定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の導入に向けた今後の手順、スケジュールを教えて欲しい。 ・ 暫定基準を設定する際に参考とした米国、EU、豪、NZ及びカナダにおけるポジティブリスト制度の概要、特に対象農薬数等を教えて欲しい。 ・ 諸外国で登録されている農薬等の情報を教えて欲しい。 ・ 一律基準の設定の考え方について教えて欲しい。 ・ 対象外物質について最終的なリストが作成され次第提出して欲しい。 ・ 暫定基準を設定する約740物質についてリストを示して欲しい。 ・ 暫定基準を設定している物質について国際機関の評価でADI（一日許容摂取量）が設定できないとの評価結果が出ているものもある。そのような物質について、暫定基準を設定することは問題であり、国際評価機関等でのADIの設定の有無がわかる資料を提出して欲しい。 ・ 複数外国政府に基準がある場合の暫定基準の算定方法を教えて欲しい。 ・ 国内で含有しないとの扱いになっている抗生物質について基準値を定めるに至った経緯を教えて欲しい。 ・ リスト物質の公定分析法の策定を急ぐべきである。
<p>2 . 制度導入後の迅速なリスク 評価の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク評価に基づいた本基準の早期設定のための個別農薬の評価を計画的に諮問すべきである。
<p>3 . 国民理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポジティブリスト制度の導入のメリットは、国民にわかりづらい面がある。国民の不信を招かないように、分かりやすいリスクコミュニケーションに努めるべき。